

「洲本市における観光地域づくりに関わる事業
(中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務)」

公募型プロポーザル 募集要項

委託期間 契約日～令和8年2月6日(金)

令和7年8月

兵庫県洲本市

「洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務）」に関する受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うため、次のとおり公募する。

1 業務の目的

洲本市の中心市街地エリアにある遊休地や地域資源を適切に活用して地域の再活性化や持続可能な観光振興を図るため、遊休地等利活用可能性調査を実施し、利用者ニーズや住民の意見を多角的に分析することで、今後の政策立案や誘客強化に繋げる。

2 受託候補者選定等のスケジュール

受託候補者の選定及び契約の締結については、下記のとおり実施する。

内容	期日	備考
参加申込書（第1号様式）	8月15日（金）～ 9月5日（金）15時まで	
質問書（自由様式）	8月29日（金）15時まで	
上記の質問書回答	9月3日（水）	
企画提案書 ・表紙のみ（第2号様式） ・提案内容資料	9月12日（金）15時まで	提案内容資料（様式自由。A4のみ。）
見積書（第3号様式）		業務実行に関わる詳細な内訳書を添付すること。
配置従事者調書（第4号様式）		未確定の場合は予定と記入すること。
事業者の概要（自由様式）		企業理念・事業体制および営業内容が分かる資料。（A4のみ。）
審査	9月中旬	詳細は別途通知
結果通知、受託候補者との協議、契約の締結	9月下旬	補助金交付決定後、契約を締結する。

3 業務内容

- (1) 「洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務）」 業務仕様書」のとおりとする。
- (2) 業務期間は契約締結日から令和8年2月6日（金）までとする
- (3) 契約上限額は5,000,000円（税込み）とし、契約保証金は契約額の10%以上とし、契約締結と同時に納付するものとする。なお、契約保証金については、業務完了後に返却する。

4 参加資格

- (1) 参加者が備えるべき参加資格

ア 参加者の構成

単独または共同事業体（JV）の企業とする。

イ 参加資格要件

参加者は、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

(ア)既に納期が到来している法人税および法人市民税等に、未納又は滞納がない者であること。

(イ)洲本市による指名停止を受けていない者であること。

(ウ)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(エ)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること。

(オ)不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。

(カ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定められた暴力団又は密接な関係等でない者であること。

(キ)政治的・宗教的な企業・団体等でない者であること。

(ク)共同事業体にて参加する場合は、共同事業体に関する協定書を締結していること。

(ケ)共同事業体にて参加する場合は、名称を定め事業を統括する代表事業者を選任すること。

(コ)共同事業体の構成事業者は、重複して 1 者または他の共同事業体として参加することができないものとする。

※共同事業体を構成する各事業者は上記(ア)～(キ)に掲げる要件をすべて備えていること。

ウ その他

本要項に定めるもののほか、プロポーザルにあたって参加者に周知させる必要事項が生じた場合は、適宜、通知するものとする。

5 プロポーザル参加に関する手続

(1) 実施要項等の交付期間

ア 交付期間：令和 7 年 8 月 15 日（金）から 9 月 5 日（金）15 時までとする。

イ 交付方法：本市のホームページにて公開する。

(2) プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）の提出

プロポーザル参加申込書を以下により受け付ける。

ア 提出期間：令和 7 年 8 月 15 日（金）から 9 月 5 日（金）15 時までとする。

イ 提出場所：本市事務局

ウ 提出方法：持参または郵送により提出すること。郵送による提出の場合は、簡易書留または書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。

エ 提出書類

- ・提出書類は、様式集に示すとおりとし、第 1 号様式を提出すること。
- ・支店または営業所等が申込みを行う場合は、代表者からの委任状(第 7 号様式)を提出すること。
- ・既に納期が到来している法人税および法人市民税の納税証明書(未納のない証明)を提出すること。
- ・法人における登記事項証明書を提出すること。
- ・共同事業体においては共同事業体に関する協定書、すべての構成事業者の既に納期が到来している法人税および法人市民税等の納税証明書と、法人における登記事項証明書を提出すること。

- ・ 共同事業体においては、代表企業への委任状(第8号様式)を提出すること。

オ 参加資格の確認の留意点

- ・ 本市は、提出されたプロポーザル参加申込書により、参加を表明した者に対し参加資格の可否及び審査日等をメールにて令和7年9月上旬に連絡する。
- ・ 参加資格要件を満たしていることが確認された者であっても、委託契約締結までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

(3) 質問書の受付

質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間：令和7年8月29日（金）15時までとする。

イ 質問方法：仕様書等に質問がある場合、質問事項を事務局宛に電子メールで送信し、送信後5分以上空けた後、電話にて到着確認を行うこと。その他の方法による質疑は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

ア 回答日：令和7年9月3日（水）

イ 回答方法：寄せられた質問及び回答を一覧にし、質問者名を伏せて市ホームページへ掲載する。

(5) 企画提案書（第2号様式）、見積書（第3号様式）、配置従事者調書（第4号様式）、事業者の概要の提出について

ア 提出期限：令和7年9月12日（金）15時までとする。

イ 提出場所：本市事務局

ウ 提出方法：持参または郵送により提出すること。郵送による提出の場合は、簡易書留または書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。

エ 提出書類：提出書類は、様式集に示すとおりとし、正本1部と副本9部を提出すること。

提出された書類については審査結果の如何に関わらず正本は返却しない。

(6) 参加の辞退

提案者が、当該プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（第6号様式）を提出すること。なお、プロポーザルを辞退した者が、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

(7) その他

本市が提示する資料及び回答書は、本要項と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

6 予測されるリスクの責任分担

(1) リスク管理の基本方針

本委託業務の実施に係る責任は、原則として受託者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者と協議の上、市が必要と認めた場合のみ責任を負う。

(2) リスク分担

予想されるリスク及び本市と受託者との責任分担は、原則として別紙「リスク分担表」のとおりと定める。

7 本業務の一括再委託の禁止

本業務の受託者は、業務の全部もしくは一部を外部に委託し、または請負わせてはならない。ただし、受注者があらかじめ、業務の一部について外部に委託し、または請負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

8 提案書類の審査と優先交渉権者の決定等

(1) 選定委員会の設置

「洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務）」についてプロポーザル方式により優先交渉権者を決定するため、中立公平かつ公正な審査を行うことを目的として選定委員会を設置する。

(2) 審査及び優先交渉権者の決定

選定委員会は、提案者から提出された提案書類について、第5号様式に基づいて審査を行い、最多得点を獲得した提案者を優先交渉権者、第2位を次点交渉権者として決定する。

審査は、プレゼンテーション審査（30分程度を予定）によるものとする。ただし、3者以上の応募がある場合は、1次審査として書面審査を行う場合がある。複数社が参加し、評価点が同点になった場合は、審査員による協議を行った上、多数決により決定するものとする。

選定委員会の平均採点が60点未満の場合は失格とする。

審査実施日は令和7年9月中旬の予定であるが開催時刻等の詳細については、提案書類の提出期限以降に連絡するものとする。

(3) 評価方法

第5号様式による審査を行う。

(4) 情報公開及び提供

審査結果については、提案者全員に書面で通知するとともに、洲本市ホームページで公表する。

また、本件に係る情報公開請求があった場合には、洲本市の保有する情報の公開に関する条例（令和4年12月20日条例第25号）に基づき、プロポーザル参加者や優先交渉権者決定方法等を公開することがある。

(5) 市事務局

プロポーザル参加申込及び優先交渉権者の決定等に係る本市の事務局は次のとおりであり、本要項において本市事務局とあるのは、全てこれに該当する。

【事務局】住 所：〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所 産業振興部 商工観光課

担 当：大畑、栗井、元木

T E L：0799-24-7613

F A X：0799-23-0978

E-mail：shoukou@city.sumoto.lg.jp

リスク分担表

リスク	リスクの内容		リスクの責任分担	
			市	受託者
応募もしくは議会の議決が得られない等、契約が締結出来なかった場合	1	応募に関して必要となる費用		○
	2	応募に関して負担した費用及び生じた損害、業務の準備のために負担した費用及び生じた負担		○
契約を締結したが契約破棄をせざるを得ない場合	3	応募に関して負担した費用及び生じた損害、業務の準備のために負担した費用及び生じた負担		○
債務不履行	4	市が契約内容を不履行	○	
	5	受託者が業務及び契約内容の不履行		○
委託費用の増大	6	受託者側の要因による運営費用の増大		○
	7	市側の要因による運営費用の増大	○	
	8	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
不可抗力のリスク	9	天災・暴動等による変更・中止等が生じるリスク		○
企画提案リスク	10	企画提案事項の未達成		○
受託業務中の事故等	11	受託者の責めに帰すべき行為等により第三者に損害を与えた場合		○
	12	周辺住民等、第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
	13	上記 11・12 以外の場合	両者協議	

(第Ⅰ号様式)

プロポーザル参加申込書

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

Eメールアドレス

下記業務に係る公募型プロポーザルに参加申込します。

なお、募集要項に記載されている参加資格の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

業務名 洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた
遊休地等利活用可能性調査業務）

(第2号様式)

洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた
遊休地等利活用可能性調査業務）

企画提案書

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

(提案者)

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

「洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務）」を、下記の書類を添えて提出します。なお、企画提案書等に記載した事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 提案内容資料（様式自由。ただし、A4サイズ両面15枚以内（表紙は除く）にて作成・印刷し、調査内容や分析手法、実施体制、実績・経験などについて項目を立てて記載すること）
- 2 見積書（第3号様式。内訳書を添付）
- 3 配置従事者調書（第4号様式）
- 4 事業者の概要（業務体制、営業内容等）が分かる資料（様式自由。A4印刷）

<本件に関する連絡先>

- ・担当者役職・氏名（ふりがな） _____
- ・電話番号 _____
- ・FAX番号 _____
- ・Eメールアドレス _____

(第3号様式)

見積書

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

下記の業務に係る見積金額を提出します。

記

1 業務名 洲本市における観光地域づくりに関わる事業(中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務)

2 見積金額

		百万			千			円

(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

①上記金額に係る内訳書を添付してください。(様式自由)

(第4号様式)

配置従事者調書

業務責任者及び従事者一覧（雇用契約予定者は予定者と明記）

従事体制	氏名	役職・所属等	所有資格(運転免許等)
業務責任者			
従事者 1			
従事者 2			
従事者 3			
従事者 4			
従事者 5			
従事者 6			
従事者 7			
従事者 8			
従事者 9			
従事者 10			

①業務責任者は本業務委託のすべての統括責任者とする。

②記載欄が不足する場合は、適宜、追加すること。

(第5号様式)

「洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた
遊休地等利活用可能性調査業務）」に関する受託候補者審査表

提案者名（ ）

審査者名（ ）

配点基準について A（極めて良好） B（良好） C（普通） D（やや不十分） E（不十分）

評価項目	評価内容	配 点					備考
		A	B	C	D	E	
調査内容・ 分析手法	・遊休地等利活用に関する現状や課題への理解があるか	10	8	6	4	2	
	・中心市街地の特性を踏まえた有効な調査・分析方法か	10	8	6	4	2	
	・調査設計や設問内容が適切で、今後の施策に反映しやすい提案か	10	8	6	4	2	
	・将来的な活用に繋がるアイデアや、他事例を応用した創意工夫があるか	10	8	6	4	2	
市民参加の 促進・地域 協働性	・市民の理解や関心を高め、市民参加を促す具体的な提案がされているか	10	8	6	4	2	
	・幅広い民意を集約し有効な回答を得られるアプローチ手法となっているか	10	8	6	4	2	
	・地域の事業者や住民との連携・協働を図る工夫の有無	10	8	6	4	2	
実施体制・ 能力	・委託期間内に業務遂行が可能な体制を確保しているか ・担当者の専門性や知見（まちづくり、観光振興等）はあるか	10	8	6	4	2	
実績・経験	・類似業務（遊休地調査、市民アンケート、エリア分析等）の実績や経験があるか	10	8	6	4	2	
見積金額	・提案金額が予算内で、金額に見合った成果が見込まれるか	10	8	6	4	2	
合 計							

(第6号様式)

プロポーザル参加辞退届

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

Eメールアドレス

下記業務に係る公募型プロポーザルに令和7年 月 日付にて参加申込しましたが、当方の都合により辞退いたします。

記

業務名 洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務）

委任状

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

委任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、貴市に対する下記に関する権限を委任します。

受任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

- 1 業務名 洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務）
- 2 委任事項
- 1 入札及び見積に関する件
 - 2 契約保証に関する件
 - 3 契約の締結に関する件
 - 4 工事施工、物品納入、その他の業務の請負に関する件
 - 5 契約金の請求並びに受領に関する件
 - 6 復代理人選任に関する件
 - 7 その他

[]

受任者 使用 印鑑	
-----------------	--

委任状

令和7年 月 日

洲本市長 上崎 勝規 様

委任者 ※企業数が足りない場合は追加してください。

(共同企業体の構成員) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

(共同企業体の構成員) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

私達は、次の共同企業体の代表者を代理人と定め、下記の業務委託に関する事項を委任します。

共同企業体の名称：

受任者（共同企業体の代表者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

1 業務名 洲本市における観光地域づくりに関わる事業（中心市街地エリアの再活性化に向けた遊休地等利活用可能性調査業務）

- 2 委任事項
- 1 入札及び見積に関する件
 - 2 契約保証に関する件
 - 3 契約の締結に関する件
 - 4 工事施工、物品納入、その他の業務の請負に関する件
 - 5 契約金の請求並びに受領に関する件
 - 6 復代理人選任に関する件
 - 7 その他

[

受任者 使用 印鑑	
-----------------	--

]